

令和8年6月3日に教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループにてとりまとめられた議論のまとめにおいて、法科大学院における評価の在り方については、「分野別認証評価の細目省令の構成等これまで他の分野からは独立して評価の仕組みが整備されてきた経緯も踏まえ、大学院部会の議論を踏まえ、別途法科大学院等特別委員会で検討する」とされた。特別委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、法科大学院における新たな評価の在り方については、以下の方向性で検討する。

これまでの法科大学院における質保証・質向上に向けた主な取組

機関別認証評価

- 教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況の評価

分野別認証評価

- 詳細で多岐にわたる厳格な認証評価
- 評価者に実務家を含む
- 客観的指標（入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、司法試験合格率等）を評価基準として活用（H27～）

◎ 質保証（「適合」割合の向上）

第1サイクル：68%→第4サイクル：97%

◎ 法令適合性の確認に留まらない質向上に向けた取組も行われている

△ 評価機関による評価基準・評価結果のバラツキ

国立大学法人評価における教育に関する現況分析

- 研究科等の教育上の目的や特徴、特色や客観的なデータ（司法試験合格率等）を踏まえ、判定
- 研究科等の教育上の目的に照らして、取組や活動、成果の状況が特に優れている場合等については、特記事項として指摘

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム

- 基礎額と加算額を合わせて配分額を算出し、基盤的経費のメリハリ付けに活用
基礎額：司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき算定
加算額：各法科大学院の5年間の機能強化構想とKPIの進捗状況を評価し算定
※ 評価対象となる取組（未修者教育、女性法曹の輩出等）を設定

◎ 意欲的な取組を一定程度推進（未修者教育の改善・充実等）

◎ 教育成果の可視化

△ 評価結果の固定化（司法試験合格率偏重）

△ 基盤的経費の変動・減額による取組の制限

※ 加算プログラムは、令和8年度評価を最終年度として廃止

（参考）教育課程連携協議会

- 産業界等（関連する職業関係者、地域の関係者等）との連携により、教育課程を編成

重複の排除・効率化

負担軽減

評価項目の重点化

法科大学院における新たな評価の在り方の方向性

分野別認証評価等のこれまでの質保証・質向上に向けた取組における蓄積・経緯や、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムが果たしてきた教育改善の契機等としての役割に留意



機関全体の評価

- 内部質保証を中心に機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価（学部・研究科一般と同様）

※ 機関全体の評価において、基準を満たさないと判断される場合は法科大学院ごとの評価を実施しない



法科大学院単位での評価

□ 質保証の視点

- 法令が求める最低基準を満たすかを中心に評価（研究科一般と同様）

※ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律や専門職大学院設置基準により法科大学院にのみ求められる事項を含む

□ 質向上の視点

- 各法科大学院が特色・魅力の更なる伸長を図っていくために、各法科大学院が置かれている地域特性・規模に配慮しつつ、**法科大学院における「教育成果」**を適切に評価

法科大学院における質向上の視点の考え方（案）

- 大学院一般に対する「質向上」のための評価の視点は『**I. 「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること**』及び『**II. 学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上**』とする方向で議論。
- 法科大学院については、**各大学の特色・魅力の伸長を図る必要性**とともに、**法科大学院として共通して求められる役割**があり、これまでも共通の客観的指標（司法試験合格率等）による評価が行われてきたことを踏まえ、**以下のような「質向上」のための評価の視点の整理が考えられるのではないか。**

I. 「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

I. ① 法科大学院として共通して求められる資質・能力の育成

→各法科大学院の教育成果について同一の客観的指標に基づき評価

（参考：加算プログラム（基礎額部分）において活用されていた客観的指標）

- ①司法試験の合格率 ②法学未修者の司法試験の合格率 ③修了後1年目までの司法試験の合格率 ④入学者選抜における競争倍率
- ⑤入学者数 ⑥夜間開講 ⑦共通到達度確認試験の活用 ⑧地域配置 又は 夜間開講

I. ② 各法科大学院それぞれの養成する人材像・特色を踏まえた教育成果

→各法科大学院が設定する客観的指標や個別の活躍事例に基づき評価

（参考：学部・大学院一般における教育成果を示す根拠例）

- 多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果
- 多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果
- 社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内就職率など）
- 個別の修了者の社会での活躍事例（修了者の研究実績や起業の例など）

（参考：加算プログラムの加算額部分における評価）

【教育成果に係る根拠の例】

- 未修者司法試験合格率
- 女性の司法試験合格率
- 組織内弁護士・法務担当者就職実績割合
- 公務法曹の輩出数 等

II. 学生の能力を伸長させるための学修・研究環境の向上

→各法科大学院がそれぞれの養成する人材像・特色を踏まえ実施する取組をその実施状況に基づき評価

（参考：大学院一般における学習・研究環境の向上を示す根拠例）

- 社会人学生の学習環境の整備（社会人に配慮した授業時間設定等）
- 学生への経済的支援（リサーチ・アシスタントとしての雇用、学会参加費・渡航費支援等）

【取組内容に係る根拠の例】

- 海外の法律事務所への派遣数
- 他研究科等と連携した講演、国際セミナー等の参加人数
- 「国際法曹枠・理系法曹枠」（特別選抜入試）入学者数
- 研究者養成を視野に入れた科目の受講者数 2
- リカレント教育プログラム履修者数 等

評価の単位

- ▶ 司法試験等と制度的に連動した「プロセス」としての法曹養成制度に位置付けられる法科大学院の特性を踏まえ、法科大学院については従来どおり、法科大学院として評価すべきではないか。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理」（令和7年8月21日）より

- したがって、「新たな評価」制度においては、まず、機関全体における、高等教育機関の教育研究、組織運営及び施設整備の状況と学部等の教育活動を確認する。その上で、学修者により近い単位である学部等を評価の単位とすることで、学部等を切り口に、高等教育機関で行われている教育活動について法令等で求められている水準が保証され、学生一人一人の能力を最大限高めるための取組を行い、教育成果につながっているかという観点から評価を行うよう制度の転換を図る。

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

- 2. 質保証の責任は一義的には大学にあることから、大学全体として「質保証」されているかを確認、評価するとともに「教育の質」が質保証・質向上されているかは、教育の基本組織である研究科における教育活動を確認し、評価していくことが必要。

評価の視点

- ▶ 法科大学院の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成してはどうか。
- ▶ 認証評価や加算プログラムで活用されてきた司法試験合格率といった客観的指標について、教育の質向上のために適切なものは引き続き活用すべきではないか。
- ▶ 法曹養成に係る社会的要請を踏まえ、定量的評価と定性的評価を組み合わせるとともに、各大学院がD Pに応じて評価指標を設定できるようにすべきではないか。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理」（令和7年8月21日）より

- 学部等の評価においては、実践されている「教育の質」を
 - ① 法令等で求められる教育活動の水準に達しているか（質保証の視点）
 - ② 学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか（質向上の視点） という2つの視点から評価機関は評価していくこととする。
- なお、学位の種類によって法令等で求められる水準が異なる場合や学位分野の独自性や国際水準の基準と照らして、基準等の追加等は可能とするが、複数の評価機関が存在する場合には、全ての評価機関において同一の基準となるよう調整がなされる必要がある。併せて、学位分野の独自性に関して（「学生の視点に立って何を身に付けるべきか」）について、「新たな評価」の実施を契機にして、産業界をはじめとした社会の声も参考にしながら、各学位分野の学協会において積極的に議論が行われることを期待する。

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

- 1. 大学院段階の評価においても、当然に求められる教育の質を確実に保証するとともに、教育の質向上を後押しするため、「質保証」・「質向上」から構成する。

評価者

➤ 現在の分野別認証評価と同様、実務家を評価者として参入させる必要があるのではないか。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理」（令和7年8月21日）より

- また、これまでの認証評価においては、高等教育機関の教員のみならず、産業界関係者や高校関係者も一部参画してきた。社会の視点を幅広く反映して高等教育の質を評価していくためには、これら関係者の評価手続への一層の参画を促進していくことが必要である。また、国際的な事例も参考に、学生代表者が評価手続に参画すること、また、そのために必要な素養・理念の共有や研修を行うことも今後検討していく。

評価結果

➤ 評価結果を分かりやすく示し、評価結果の活用や各法科大学院の教育改善を促進するため、新たな評価制度全体の仕組みと同様に段階的に評価結果を示すこととしてはどうか。

「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまでの議論の整理」（令和7年8月21日）より

- そのため、「新たな評価」においては、高等教育機関全体の評定に加えて、各学部等において段階別の評価結果を付すよう変更する。
具体的には、高等教育機関として求められている質保証の基準に達していない学部等については「要是正」とし、質保証の基準に達しているもののうち、「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等」「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等」についてはより高く評価することとする4段階の評価とする。その際の評語については、例えば、星のような特定の記号の数など、高校生や業等をはじめとした社会にとって分かりやすいものとする。
(略)

「大学院の評価について」（大学院部会（第125回）配付資料）より

- ✓ 研究科ごとの教育の質を評価するにあたっては、質保証の視点と質向上の視点から評価し、評価結果は段階別に示す。
- ✓ 研究科ごとの段階別評価は
 - ①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない研究科」
 - ②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している研究科」
(②の水準に達していることを前提に)
 - ③「学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を上げている研究科」という3段階を検討してはどうか。
- ✓ 評語については、例えば、星（3つ星、1つ星、要改善）にするなど、学部段階における評価との整合性も担保しつつ、学生や企業等の社会にとってわかりやすい評語とする方向で検討してはどうか。